

2026年6月2日 全4頁

気候関連開示規則の廃止案を公表：米国 SEC

バイデン政権時代に制定された GHG 関連の開示規則は廃止に

政策調査部

主席研究員

鈴木 裕

[要約]

- 米国証券取引委員会（SEC）は、上場企業に温室効果ガス（GHG）排出量等の開示を求める気候関連開示規則について、正式な廃止に向けた提案を公表し、パブリックコメントの募集を開始した。
- 同規則は民主党バイデン政権だった 2024 年に制定されたが、産業界や州政府の強い反発と訴訟が相次ぎ、共和党トランプ政権に移行後は SEC 自らが同規則の擁護を撤回するなど政策の転換が進んだ。
- 廃止理由として SEC の権限欠如や費用対効果への疑問が指摘されている。今後は廃止手続きの適法性をめぐる法的対立が続く可能性がある。
- 日本は GHG 関連の開示強化を進めており、上場企業に要求される情報開示をめぐって日米の政策は分化しているように見える。

気候関連開示規則の廃止に向けた手続き開始

米国証券取引委員会（SEC）は、上場企業に温室効果ガス（GHG）の排出や削減への取り組みについての情報開示を求める気候関連開示規則¹を廃止するための規則改正を提案し、パブリックコメントの募集を開始した²。

バイデン政権の SEC は、GHG 排出量や気候リスクの財務影響、気候リスクに関するガバナンス情報の開示を義務付けるために気候関連開示規則の制定を進めてきたが、第 2 次トランプ政権の発足によって、米国の気候関連政策は大きく転換した³。気候関連開示規則については、このような情報開示は証券法の本来の枠組み、すなわち投資家にとって重要な情報の開示という原則を逸脱しているとの認識に基づいて、廃止に向けた手続きを進めてきた。背景には、バイデン政権下で推進された ESG 投資促進政策や気候変動対策を重視する政策に対し、化石燃料を産出する州やエネルギー関連企業を中心に強い政治的・経済的反発が生じていたことがある。これらの州や企業は、気候関連開示規則が企業活動に過度な負担を課すとともに、SEC の権限を逸脱していると主張し、各地で訴訟を提起するなどして、政策の実施を阻止しようとする動きを継続してきた。

気候関連開示規則をめぐる政策対立

気候関連開示政策では、欧州が先行したが、バイデン政権発足以来、米国でも検討が進められた。政権発足から 3 年を経て、2024 年 3 月 6 日に SEC がようやく規則制定にこぎ着けたが、共和党知事州や化石燃料関連の産業界からの反発は強く、気候関連開示規則の実施は直ちに大きな障害に直面した。気候関連開示規則の制定直後から、無効化を求める訴訟が各地で相次いだことから⁴、関連する多くの訴訟が 1 か所に併合されたが、その過程で SEC 自身が気候関連開示規則の執行停止を 4 月 4 日に決めた。気候関連開示規則の制定から 1 か月も経たない間のことだった。

最大の争点は、GHG 排出やその削減に関する開示規則を制定する権限が SEC にあるのかということだ。バイデン政権の SEC は、上場企業の GHG 排出状況や削減への取り組みは、株価や業績に関係するため、投資家保護や証券市場の秩序維持のために開示が必要であり、それは SEC のミッションそのものであると主張していた。しかし、第 2 次トランプ政権の発足により共和党系委員が多数を占めるに至った現在の SEC は気候関連情報についての従来の立場を 180 度転換した。気候関連情報の開示の要否を決める重要性（マテリアリティ）は企業ごとに異なるにもかかわらず、一律に開示を義務付けることは不要であるとの認識に加え、開示に伴うコストがベネフィットを上回る可能性が高いとの費用対効果の観点を重視するようになった。その結

¹ SEC “[SEC Adopts Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors](#)” (2024 年 3 月 6 日)

² SEC “[SEC Proposes Rescission of Climate-Related Disclosure Rules](#)” (2026 年 5 月 29 日)

³ 鈴木裕「[トランプ 2.0 で激変する米国 ESG 投資政策](#)」（大和総研レポート、2024 年 11 月 7 日）

⁴ 鈴木裕「[米国 GHG 開示規則の早すぎる蹉跌](#)」（大和総研レポート、2024 年 3 月 27 日）

果、こうした開示を一律に義務付ける規則は SEC の規則制定権限の範囲を超えるとの立場に転じている。2025 年 3 月には、気候関連規則を裁判上擁護する方針は取らないことを SEC は明確にした。

バイデン政権における SEC は、規則廃止を求められた訴訟の中で、当然規則を維持する主張をしてきた⁵。しかし、政権交代に伴い SEC の方針が転換し、SEC として気候関連開示規則の適法性擁護を行わず⁶、むしろその廃止を主張する立場へと変化したことで、規則の有効性をめぐる訴訟は、当事者間の対立構造を欠く状態となった。このため、裁判を通じて規則の適法性を判断する実益は損なわれた。こうした事情を踏まえ、裁判所は、規則を制定した SEC が行政手続きを通じて自ら見直しを行うことが適切であるとして、規則の取り扱いについての判断を SEC 側に委ねる対応を取った。

以上のような政策転換および訴訟対応を経た最終段階として、SEC は気候関連開示規則の正式な廃止に向けた提案を公表するに至ったものである。

図表 米国気候関連開示規則の経緯

2024 年 3 月	SEC が気候関連開示規則を採択 気候リスク、対応戦略、財務影響の開示を義務化
2024 年中 (採択直後)	企業・州等から多数の訴訟提起 SEC は気候関連開示規則の適用を一時停止
2025 年 1 月	第 2 次トランプ政権発足
2025 年 3 月	SEC は気候関連開示規則をめぐる訴訟で規則を適法とする主張を取り下げ
2025 年 9 月	裁判所が SEC に対し気候関連開示規則に関する政策を明確にするよう要請
2026 年 5 月	SEC が気候関連開示規則の撤廃に向けた手続きを開始

(出所) 脚注 2 資料等をもとに大和総研作成

今後の見通し

気候関連規則廃止案は、連邦官報掲載後、60 日間のパブリックコメントを経て、寄せられた意見とそれへの対応を反映した最終案が作成される。その上で、SEC 委員による審議と多数決を経て、正式に採択される見込みである。しかし、民主党およびその支持層は気候関連開示規則を支持していることから、規則の廃止に対して法的争いが生じる可能性が高い。廃止に係る手続きの適法性等を争点として、廃止決定の無効化を求める訴訟が提起されるかもしれない。

SEC が気候関連開示規則を廃止するために時間を要しているのは、こうした訴訟提起に備えて、適法なプロセスに則って規則を廃止する必要があるからだ。気候関連開示規則を廃止する理由を明確化し、広く意見を募るプロセスを経ることで、廃止の適法性を確保しようとしてい

⁵ 鈴木裕「[米国 GHG 開示規則に関する SEC の主張](#)」（大和総研レポート、2024 年 9 月 4 日）

⁶ 鈴木裕「[米国気候変動関連開示規則廃止への第一歩](#)」（大和総研レポート、2025 年 2 月 26 日）

る。

日本では、有価証券報告書にサステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）に準拠した記載の義務付け（2027 年 3 月期から順次適用）が決定している⁷。適用対象企業は、自社活動で排出するスコープ 1（直接排出）とスコープ 2（エネルギー由来の間接排出）の GHG 開示が必須化された。米国とは異なり大きな反発はなく、開示規則は成立した。日本における開示規則検討時に参考にされていた米国の気候関連開示規則の廃止がほぼ確定的であるのとは、対照的にもみえる。

⁷ 藤野大輝「[開示府令の改正（サステナビリティ・人的資本開示の拡充）](#)」（大和総研レポート、2026 年 3 月 24 日）など参照。